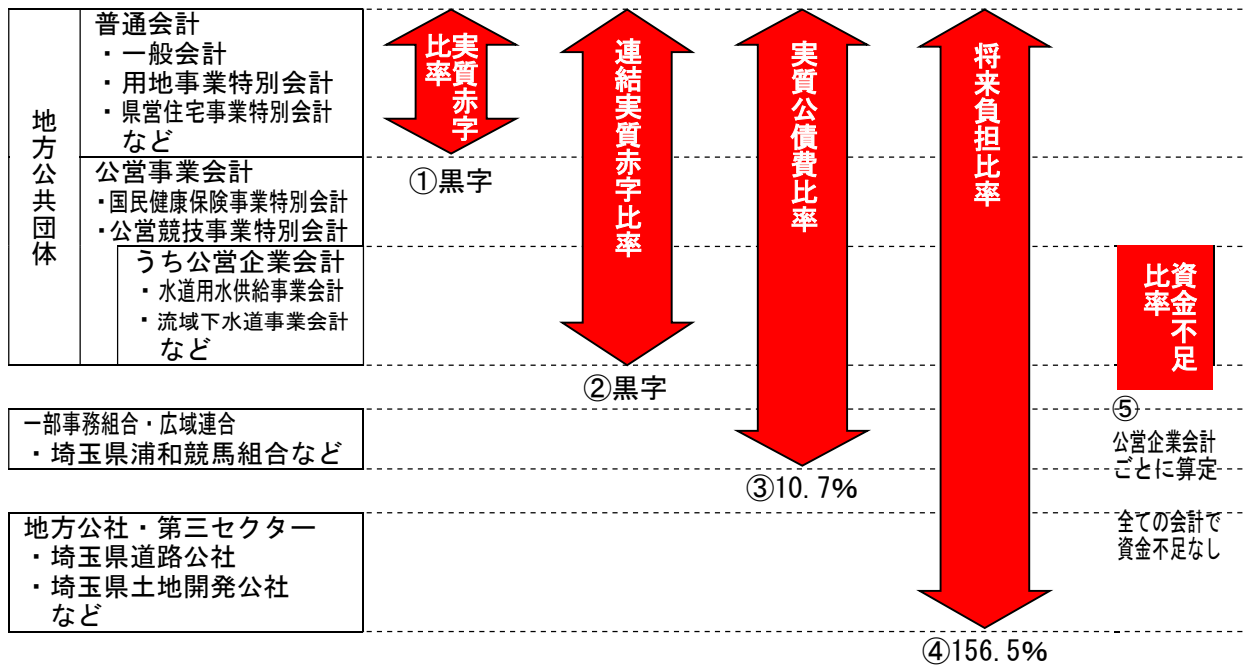


## 埼玉県の健全化判断比率等の概要

- 平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。この法律では、財政の健全性に関する比率の公表や、その比率が早期に健全化を図るべき基準以上となった場合などに、財政の健全化に向けた計画の策定などが義務付けられました。
- 令和 4 年度決算に基づいて算定した健全化判断比率等は、下表のとおりです。
- 埼玉県の財政は、健全性が保たれていることが分かります。

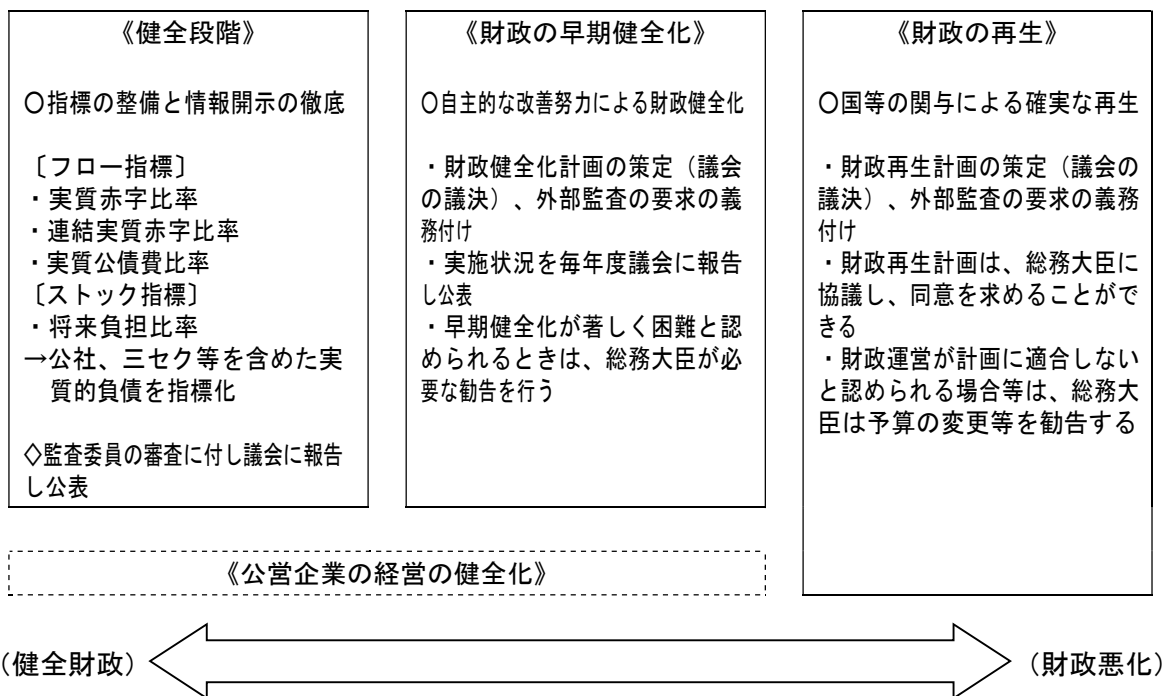
		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
本県の 比率	令和 4 年度決算	黒字	黒字	10.7%	156.5%	資金不足なし
	令和 3 年度決算	黒字	黒字	10.7%	157.9%	資金不足なし
早期健全化基準		3.75%	8.75%	25.0%	400.0%	
財政再生基準		5.0%	15.0%	35.0%		
経営健全化基準						20.0%



### 《参考》健全化判断比率等及び埼玉県の状況についての解説

- ① 実質赤字比率  
これは普通会計に赤字がある場合に数値が入りますが、本県では黒字になっています。
- ② 連結実質赤字比率  
これは公営企業会計も含めて県全体として赤字や資金不足がある場合に数値が入ります。本県では全ての会計に赤字や資金不足はなく、黒字になっています。
- ③ 実質公債費比率  
これは普通会計の公債費や公営企業会計への繰出金などによる財政負担の程度を示すものです。本県の比率は 10.7% です。
- ④ 将来負担比率  
これは県債残高や第三セクターなどへの県の負担見込みなどによる県の将来負担の程度を示すものです。本県の比率は 156.5% となっています。
- ⑤ 資金不足比率  
これは公営企業会計に資金不足がある場合に、その程度を指標化するものです。本県は全ての公営企業会計で資金不足はありません。

■「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、財政状況に応じて、財政の健全化を図る取組を行うことになっています。



(財政状況に応じた取組)

○健全段階 ～指標の整備と情報開示の徹底～

財政の健全性を判断する4つの比率を算定し、監査委員の審査に付しその意見を付けて議会に報告し、公表することが義務付けられている。

○財政の早期健全化 ～自主的な改善努力による財政健全化～

4つの比率のうち1つでも基準以上に悪化した場合には、財政健全化計画の策定が義務付けられている。また、公営企業会計についても、基準以上に悪化した場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられている。

○財政の再生 ～国の関与による確実な再生～

財政状況がかなり悪化した場合は、国の関与による確実な再生が求められ、財政再生計画の策定が義務付けられている。この計画は、総務大臣に協議し同意を求めることができるが、同意がなければ災害復旧事業などを除く地方債の発行ができない。